

有効な病院勤務医負担軽減策② 病院内における役割分担について

第1 現状

- 1 近年、病院勤務医が厳しい勤務環境に置かれていることが問題となっているが、その要因の一つとして、医師でなくても対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘がなされている。
- 2 平成19年12月28日に厚生労働省医政局長から発出された通知「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」においても、関係職種間で適切に役割分担を図り、業務を行っていくことが重要であることが具体例と共に示されている。(参考資料 P4)
- 3 平成21年3月31日の閣議決定において、医師と他の医療従事者の役割分担の推進の一環として、専門性を高めた新しい職種の導入について、その必要性を含め検討することとされた。それを踏まえ、医師と看護師等との役割分担の見直し(専門看護師の業務拡大等)について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめることとされた。

第2 課題

- 1 病院勤務医の負担軽減を図るためには、医師が行っている業務のうち、医師でなくても対応可能な業務について、他職種と役割分担を図ることが重要だと考えられる。具体的には以下の業務について、看護師等の医療関係職が担うことが可能とされているにも関わらず、医師が担っている実態があると考えられる。(参考資料 P5-P29)

例)

- ・薬剤の投与量の調節
- ・静脈注射
- ・救急医料等における診療の優先順位の決定
- ・入院中の療養生活に関する対応
- ・患者・家族への説明
- ・採血、検査についての説明
- ・薬剤の管理
- ・医療機器の管理

2 現在、看護師等の医療関係職が担っている業務についても、事務職員等との役割分担が可能なものが存在すると考えられる。これらの業務を事務職員等が行うことにより、医師が行っている業務のうち、看護師等の医療関係職が分担できる業務量が増加することが想定される。(参考資料 P30-36)

例)

- ・ベッドメイキング
- ・院内の物品の搬送・補充、患者の検査室等への移送
- ・画像診断フィルム等の整理
- ・入院時の案内(オリエンテーション)
- ・入院患者に対する食事の配膳

第3 現行の診療報酬上の評価の概要

1 医療関係職が専門性を生かした指導等を行う場合の評価を設けている。

A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算(入院中1回)	500点
B008	薬剤管理指導料	
1	救命救急入院料等を算定している患者に対して行う場合	430点
2	特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う場合	380点
3	1及び2の患者以外の患者に対して行う場合	325点
B001-4	医療機器安全管理料 新	
1	臨床工学士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合(1月につき)	50点
2	放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合(一連につき)	1,000点

届出医療機関数（上段：病院数/下段：診療所数）

		平成19年	平成20年
褥瘡ハイリスク患者ケア加算		280 —	344 —
薬剤管理指導料		5563 —	5603 8
医療機器安全管理料	1	— —	2103 186
	2	— —	389 7

（参考：平成19年医療施設調査より）

病院数：8,862 一般診療所：99,532

社会医療診療行為別調査（各年6月審査分）

		平成19年		平成20年	
		実施件数	算定回数	実施件数	算定回数
褥瘡ハイリスク患者ケア加算		12,710	12,710	20,478	20,478
薬剤管理指導料	1	494,959	872,381	2,486	2,858
	2			208,485	401,560
	3			327,703	508,602
医療機器安全管理料	1	—	—	32,586	32,586
	2	—	—	10,094	10,264

2 医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担を行うことを評価している。

A207-2 医師事務作業補助体制加算(入院初日)

新

- 1 25 対 1 補助体制加算 355 点
- 2 50 対 1 補助体制加算 185 点
- 3 75 対 1 補助体制加算 130 点
- 4 100 対 1 補助体制加算 105 点

A214 看護補助加算

13 対 1、15 対 1、18 対 1、20 対 1 入院基本料を算定している病床においてのみ算定可能。

区分	看護補助者の配置基準	点数 (1 日につき)
看護補助加算 1	6 対 1	109 点
看護補助加算 2	10 対 1	84 点
看護補助加算 3	15 対 1	56 点

届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)

	平成 19 年	平成 20 年
医師事務作業補助体制加算	—	730
	—	179,177

(参考：平成 19 年医療施設調査より) 病院数：8,862

病院病床数：1,620,173

社会医療診療行為別調査 (各年 6 月審査分)

		平成 19 年		平成 20 年	
		実施件数	算定回数	実施件数	算定回数
医師事務 作業補助 体制加算	25 対 1	—	—	266	266
	50 対 1	—	—	44,619	44,869
	75 対 1	—	—	33,712	33,712
	100 対 1	—	—	26,481	26,481
看護補助 加算	1	92,479	1,852,187	106,611	2,139,423
	2	236,949	4,327,836	184,745	3,931,419
	3	51,961	1,024,807	52,116	1,180,390

- 3 平成20年度診療報酬改定において、入院時医学管理加算、医師事務作業補助体制加算、ハイリスク分娩管理加算の要件に病院勤務医の負担軽減策の策定・周知を位置づけた。

第3 論点

- 1 病院勤務医の負担軽減を図る観点から、病院内における医師以外の医療関係職が担う役割について、診療報酬上の評価をどう考えるか。(参考資料 P5-P29)

- 2 医療関係職と事務職員等が役割分担を行うことについて、診療報酬上の評価をどう考えるか。(参考資料 P30-36)